

第19回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年5月22日(火) 10:30～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

全国原子力発電所所在市町村協議会

嶽事務局長、清水事務局次長、加藤主事

内閣府

吉野企画官

4. 議 題

(1) 福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災自治体等調査結果について

5. 配付資料

(1-1) 福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災自治体等調査結果(全国原子力発電所所在市町村協議会資料)

(1-2) 原子力発電に関する要請書(全国原子力発電所所在市町村協議会資料)

(2) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問(期間:平成24年4月26日～平成24年5月16日)

(3) 第15回原子力委員会定例会議議事録

(4) 第16回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第19回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災自治体等調査結果について、全国原子力発電所所在市町村協議会からお話を伺うことです。2つ目が、その他議題ということですので、よろしく申し上げます。

では、最初の議題、事務局よろしくお願ひいたします。

(吉野企画官) それでは、本日は全国原子力発電所所在市町村協議会の嶽事務局長、清水次長、加藤主事にお越しただいておまして、ご説明お願ひしたいと存じます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(嶽事務局長) おはようございます。本日は昨年度全原協で取りまとめました原子力災害被災自治体等調査結果の説明ということでお時間をいただいているということで、まことにありがとうございます。私は全原協事務局長をしております敦賀市理事の嶽と申します。よろしくお願ひいたします。

ご承知のとおり、全原協は立地及び立地予定の24市町村と隣接7市町村の計31市町村で構成される任意団体でございます。原子力発電所立地によって生じる諸問題の解決などに取り組んでございます。先日、5月11日には、当協会総会を開催いたしました。近藤委員長には大変お忙しい中ご臨席を賜り、まことにありがとうございます。また、他の委員の皆様にも、役員会での意見交換等でご出席いただいております。あわせてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

昨年3月11日の福島第一原子力発電所事故による原子力災害が発生し、1年2カ月が経過した今でも、多くの住民の方々が避難生活を余儀なくされてございます。この原子力災害について、被災地である双葉町の井戸川町長より、立地市町村の視点で災害の記録や調査、検証を行ってほしいとのご提案をいただいたことから、昨年度原子力災害検討ワーキンググループを全原協内に設置いたしまして、現地調査、意見交換等を実施いたしてございます。そしてこの調査結果を報告書と取りまとめてございます。さる4月9日には、この調査結果を踏まえた要請活動を国に対して行ったところでございます。

それでは、本題に入りまして、皆様のお手元でございます福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災自治体等調査結果の概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、報告書の構成については、まず目次をごらんいただければと存じます。1ページ、はじめにということで、経緯等を記載してございます。2ページ、3ページに、調査目的、体制等を記載してございます。13役員市町村の職員で構成されたワーキンググループ、これは全原協の幹事市町村の防災担当職員等によって構成されてございまして、被災自治体等

の調査を行う6つの調査プロジェクトチームを編成して、調査検討を行っております。調査対象は、全原協会員の中で被災した双葉町、大熊町、楡葉町、富岡町、南相馬市、浪江町の6市町で、2ページに掲載している項目について現地調査を実施いたしております。

3ページがワーキンググループ及びプロジェクトチームのメンバー、4ページが活動実績となっております。

5ページ以降にそれぞれ自治体の調査結果の概要と首長との意見交換の概要を記載しております。大熊町におきましては、町民の皆様との意見交換を行いましたので、その概要についても掲載しております。調査結果の説明につきましては、56ページからの添付資料に一覧表でまとめておりますので、そちらでご説明させていただきます。なお、調査いたしました自治体の位置関係は、33ページの地図でごらんいただければと存じます。

それでは、56ページからは東京電力からの情報連絡の状況をまとめております。56ページをお願いいたします。1段目は、地震直後の通信状況等を記載しております。それぞれの市町では地震により停電となりましたが、富岡町を除き非常用電源などで、比較的早い段階で電源が回復しております。電話、ファックスなどはそれぞれの市町村で状況は異なっております。また、立地4町、双葉町、大熊町、楡葉町、富岡町においては、もともと東京電力の発電所とのホットラインが整備されておりました、地震直後も福島第二発電所用はつながっていたということでありました。19ページに戻っていただきます。前後しまして大変申しわけございません。

右下に楡葉町調査で警戒区域内の町役場を調査した際に撮影したホットラインの写真を掲載しておりますが、下の福島第二発電所用は、停電でも使用できる手回し式の黒電話タイプであったため使用できたということでありました。しかしながら、福島第二においても、福島第一の状況は余り把握できておらず、情報はほとんどなかったとも聞いております。すみません、また56ページに戻っていただきたいと思っております。

第1報、原災法10条、15条の連絡状況でございますが、ごらんのように一部の町のみには届いておりません。立地4町におきましては、早い段階で東京電力から社員派遣があり、各町に常駐して情報連絡を行っていたということでありました。発電所から発信される情報は不十分ではありましたが、避難時においても常に東電職員が同行し、随時情報提供する態勢はとられていたということでありました。一方、隣接隣々接である浪江町、南相馬市におきましては、社員の派遣もなく、電話連絡等も確認されてございません。備考に記載しておりますが、発電所に関する情報連絡は全くなされておらず、テレビで情報を収集するしかな

いような状況でありました。

次に57ページをお願いいたします。国や県から情報連絡の状況を記載しております。ごらんのとおり、各市町ではほとんど確認がとれず、避難指示すら市町には届いていなかったという状況でありました。特に3月12日、18時25分に20km避難指示が出されておりましたが、南相馬市は一部が20km圏内の対象地域となるにもかかわらず、指示文書に記載がなかったことから、国として避難対象となる市町村の把握すらできていなかったのではないかと推測されます。情報連絡がなかったということで、当然ながら避難先や避難方法などについても、国・県からの的確な指示はなかったようであります。

次に58ページには、オフサイトセンターに関する事項をまとめております。オフサイトセンターを設置したという連絡はなく、職員を派遣できたのは大熊町のみでございました。オフサイトセンターから各市町への情報提供はほとんどなされておらず、職員を派遣した大熊町においても調査票記載のとおり、オフサイトセンターそのものが機能不全に至っていたため、十分な状況把握はできなかったと聞いております。

次に59ページをお願いいたします。59ページには住民への避難指示の状況を記載しております。国及び県からの避難指示が届いていなかったことから、ほとんどの市町はテレビなどの情報を受け、市町独自で判断しなければならない状況でありました。手段につきましては、主に自治体で整備している防災行政無線や、広報車などで呼びかけをしておりますが、地震及び津波などにより防災行政無線が使用不能の場合があり、各地区の消防団員や、職員の巡回による呼びかけも行っております。

次に60、61ページにそれぞれの市町の避難先の推移や、避難手段について記載しております。初期の段階においては、国や県から避難先や避難方法についての指示がなかったことから、市町みずからが避難先や避難手段を確保しなければならない状況となっております。原子力災害の拡大に伴い、一度避難したところからさらに避難しなければならない状況も発生し、また極めて広範囲への避難となったことから避難所の数も非常に多くなり、避難所運営のための職員派遣ができない状況も発生いたしておりました。特に、SPEEDIなどの情報が提供されなかったため、高線量地域に避難所を開設してしまった市町もあり、住民の皆様を高線量地域に滞在させてしまったことに対する自責の念を感じておられる自治体職員の方もおられておりました。避難手段につきましては大熊町など一部には、国が手配したバスが派遣されましたが、その他の市町においては独自に確保しなければならない状況でございました。国によって既にバスが手配されていたこともあり、バスの確保は困難を極め、

十分な数を確保できず多くの住民の方々が自家用車避難を行わざるを得ない状況だったと聞いております。

次に62ページでございますが、災害時要援護者や、病院患者に対する対応状況を記載しております。地震・津波に加え、原子力災害が発生したということで、初期の対応は極めて困難な状況であり、地区の方々、区長、民生委員が自主的に、家族等も対応したという状況でありました。その他、病院患者の搬送などで自衛隊の車両や救急車、警察の車両などが活用されておりました。

次に63ページには、ヨウ素剤に関する事項を記載しております。ヨウ素剤に関しましても、国は3月12日に20km圏内に避難指示を行った後の3月16日に20km圏内残留者の避難に当たっての服用指示を出しておりますが、この時点での指示には疑問が残るところであります。立地地域の住民はヨウ素剤に関する知識を持っており、1号機や3号機の水素爆発を受け、なぜ配布しないのかという声も強くなったことから、独自に配布を判断した市町もございました。

次に64ページでございますが、これまでの防災対策に関する事項をまとめております。今回の原子力災害においては想定を超える複合災害であり、オフサイトセンターも全く機能しなかったことから、すべての市町においてこれまで行ってきた原子力防災訓練は全く役に立たなかったということを知っております。また行政機能を移転しなければならない状況は、いずれの市町も想定しておらず、住民対応は極めて困難な状況が続いたというところでありました。

65ページ以降は、調査時点の避難所運営に係る問題点や、住民対応に関する問題点、国が行う復旧・復興に係る問題点、国、事業者等に対する要望事項などの聞き取り結果を記載してございます。

以上が調査結果の概要となっております。

次に、これらの調査結果を踏まえて、当ワーキンググループにおいて市町村の視点で課題・問題点を抽出し、今回の対応の方向性について検討いたしました。本文に戻っていただきまして、34ページから記載しておりますが、33項目にまとめております。34ページをお願いいたします。

1. (1) の情報連絡についてですが、今回の原子力災害において、国の市町への情報連絡はほとんどなく、テレビから情報を得るような状況でございました。国は避難指示などを報道発表し、国民に呼びかけておりましたが、大規模災害時には避難などでテレビを

見られる状況にない住民の方々がほとんどであり、報道発表だけでは全く不十分であったと聞いております。住民避難を行うためには、直接住民に呼びかける手段を持つ市町村に、迅速、確実に指示を伝達することが不可欠であります。今回の原子力災害において国はその責務を果たせておりませんでした。今回の初期対応の徹底的な検証を行い、確実に市町村に情報連絡ができる体制を構築する必要があります。また、35ページの②では、ハード面での通信網の強化や多重化も必要であるということに記載してございます。

2の(1)の防災体制についてでございますが、国や県から防災対策を行うための的確な指示はなされず、専門的な知識のない中で市町独自に判断を迫られる状況にも直面したことから、市町村への専門知識を持つ要員の派遣や、市町村の行う職員養成についての支援が必要であると考えます。

次に36ページをお願いいたします。⑥、⑦では、今回の原子力災害の徹底検証を行い、複合災害でも機能できる原子力防災計画への見直しや、防災指針、危機管理体制の抜本的見直しを行うべきであることを記載しております。

次、37ページの(2)でございますが、オフサイトセンターに関する事項を記載してございます。⑪として、今回の原子力災害においては災害拠点となるべきオフサイトセンターが全く機能せず、線量の上昇により撤退を余儀なくされたことから、設備や体制について早急に見直しを行う必要があります。

次に(3)のSPEED Iに関しては、市町への情報提供が全くなされなかったことから、徹底的に原因を検証し、活用方法について再検討すべきであります。

(4)の行政機能移転についてですが、もともと想定していない事態であり、一市町村で対応できる課題ではないため、国または道県が主導して体制を整える必要があると考えております。

次に37ページから38ページにかけての(5)避難道路についてでございますが、多くの住民を迅速に避難させるためには、災害に強い避難道路整備が不可欠であり、国の責任において早期に整備すべきであります。これは4月9日の国への要請においても、強く求めたところでございます。

38ページ、3の住民避難、4の避難所運営についてですが、こちらは非常に多くの課題がございました。住民避難に関しては、市町だけでは対応できない広域避難が必要となったにもかかわらず、国・県の指導的対応はなく、市町独自で対応せざるを得ない状況となったことは、極めて大きな問題であるととらえております。今回の原子力災害における問題点を

徹底的に検証し、防災体制の再構築を行う必要があると考えております。具体的な内容については、⑩から⑳までに記載してございますが、特に18⑱につきましては、先ほど説明しましたとおり、市町に情報提供がなされなかったために、高線量地域に避難する事態が発生したことから、拡散予測等に基づく避難先の的確な指示と避難先でのモニタリング体制の確立が必要であると考えております。

また39ページ、⑲でございますが、こちらは大熊町住民との意見交換でもご指摘があった事項であります。避難指示に当たっては避難が長期化する可能性もあるというような、きめ細かな情報を提供することが重要であります。市町村が住民に対し的確な広報を行えるよう、国・道県から確実に情報提供がなされなければならないと考えております。

次に㉑でございますが、今回の原子力災害を省みますと、迅速な住民避難のためには自家用車避難を想定せざるを得ず、国としてもしっかりと対応を検討すべきであります。

次に㉒でございますが、原子力災害時には広範囲で物流が停止し、物資の供給に著しい障害、支障が生じることから、あらかじめ物資供給体制を検討しておくべきであります。

次に41ページをお願いいたします。5の住民被ばくに関して、モニタリング体制、設備の強化と内部被ばく調査を迅速に行える体制を確立すること、また子どもたちへの継続的な健康調査の実施が必要であります。6の安定ヨウ素剤に関して、こちらも国・県からの的確な指示がなされなかったことから、今回の原子力災害における問題点を検証し、指示の決定から伝達のあり方、現場での配布までの体制を再検討することが必要だと考えております。

最後に、今回の調査では、復旧・復興に関して被災市町の皆様が現場で必要と感じている事項についても聞き取りを行い、除染対策、損害賠償、職員の確保等を8としてまとめております。

次に被災自治体調査に加えて津波の被害を受けながらも冷温停止状態を確保することができた女川原子力発電所と東海第二発電所についても調査を行っております。45ページからその内容を記載しております。45ページをお願いいたします。

女川発電所においては、立地に当たって貞観津波、慶長津波を対象とした評価を実施し、また伝承や言い伝えも注視した上で、敷地の高さを設定していたということを確認いたしました。

また49ページから、東海第二原子力発電所について記載しておりますが、茨城県のハザードマップでの手法での再評価により、土木学会の手法を上回る高さが評価されたことから、自主的に津波対策を実施し、新たに設けられた防護壁や水密化により、非常用ディーゼル発

電機の機能を維持することができたと聞いております。福島第一原子力発電所では、事故以前のこれまでの調査などにおいて、津波対策について見直す契機があったのではないかと考えられております。河瀬会長が常々申し上げております原子力発電所の安全対策にはゴールはなく、これにかかわるすべての組織と人々が、安全最優先の価値観を共有し、このような災害を二度と起こすことがないように、不断の努力を続けていくことが必要不可欠と考えております。

次、まとめでございますが、54から55ページにまとめを記載しております。被災市町村においては情報が遮断されたため、極めて過酷な状況の中で市町独自の判断を迫られ、国・県の支援のないまま住民の広域避難を行っております。行政機能も移転せざるを得ない状況に陥り、その後も長期間にわたって住民対応を続けてきた首長・職員の方々のご苦勞ははかり知ることはできません。我々全原協として、立地市町村職員みずからがこの調査を行い、原子力災害の最前線の実態を少しでも共有できたのではないかと考えております。今後、我々市町村が行うべき原子力行政のあり方に真摯に向かい合い、真に必要な住民対策の実施に全力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(近藤委員長) きょうはお忙しいところお越し賜り、また皆さん原子力施設を抱えておられ、特に忙しいこの1年間であったと思いますが、それにもかかわらず、こうした被災地域自治体の抱えている問題について、自治体の立場から仲間としての立場から、広範な分析調査をされた、その結果をお聞かせいただいたこと、大変ありがたく存じます。

せっかくの機会ですから、先生方と意見交換をお願いしたいと思いますが、その前に、これはごく最近にまとめられたものようでありますけれども、いろいろな国の取り決め、すなわち例えば防災地域の見直しでありますとか、それからいわゆる危機管理のシステムのあり方の検討とか、幾つか重要な項目、国として行うべき重要な項目があり、それについて議論がされているところ、そういうことの議論の場への入力と申しましょうか、ご提言・活動はされておられるのかについてお教えいただければと思います。

それから、これはいわゆる市町村協議会でえられるわけですがけれども、防災対策の具体は基本には広域自治体で検討される面が多いかと思っております。広域自治体の取り組みに対して、既に検討を始められておられるところもあるのかなと思っておりますけれども、そういうところに対するインプットと申しましょうか、提言とか、そういう活動は、どういう状況になっておられるか、この点についてもお教えいただければと思います。



(嶽事務局長) それでは、国への問いかけというか、要望についてお答えさせていただきます。全原協の会長として、原子力安全委員会のオブザーバーとして、会長も出席しております。また会長が出られないときは、ワーキンググループに私も出席してございまして、その出席する前には、全会員の意見を聴取します。安全委員会のワーキンググループ、委員会には全原協の意見として提出してございます。今、中間発表ができましたが、その中にもいろいろ我々の意見も取り込むように要望はしてございます。また、国の要望につきましても先般もこの調査票にのっとりまして要望書をつくりまして、関係大臣、関係省庁には要望書として提出をしております。

次に広域自治体でございますが、特に我々このワーキンググループにつきましては、全原協の防災担当職員で構成してございまして、まず国がどのような考えでいるかということ、まず全原協の会員の中で総意のもとで防災計画をつくろうということで考えてございまして、このワーキンググループも去年1年でやめるのではなくて、ことし1年も継続してやっということうことで、国の担当者呼んで勉強していくということも、全原協の中では考えております。

次、広域的な自治体の避難でございますが、これは各自治体によってかなり状況が違っていて、その自治体によって広域的な避難については考えているということでございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ご説明ありがとうございます。資料1-2の要請書は以前受け取って読ませていただいている、この要請書のもとになるというか、説得力ある調査をしていただいて、大変ありがとうございました。

私からは2点あるんですが、今、後ろのほうの回答一覧のご説明を伺ったんですけども、やはり複合災害による障害というのが大きかったのかなど。この複合災害の対応についての問題と、複合災害でなくても起きたかもしれないような問題について、もしご説明いただければありがたい。複合災害の影響がどれだけ大きかったのかというのが1点目の質問です。

2点目は、立地村町の4町と、それ以外の南相馬市と浪江町ですね。これも幾つか違いがあるかと思うんですが、大きく伺っていると今回はその差が少なかったのかなど。その点について、やはり立地村町であったがためによかった点、あるいはその効果が余りなかった点について、もう一度ご説明いただければありがたい。この2つについて、よろしく願いいたします。

(清水事務局次長) 複合災害の影響というのはかなりあったと我々は認識しております。まず、地震・津波、この災害によってまず避難をしたわけですね。その後に原子力災害が来て、避難した場所からまた避難をするという２段階の避難を行ったということは、やはり基本的には皆さん想定していなかったことかと思っております。

あと、立地と隣接、隣々接の違いということで、やはりこれは大きくあるのではないかと。情報なんかも、やはり隣接、隣々接の立地市町村の方々は非常に情報が少ない。また、救援物資につきましてもかなりの差があったということを知っております。

あと追加で加藤のほうから。

(加藤主事) やはり複合災害となりますと、それぞれの市町村のハード、特に情報連絡のものとか、あと住民へ広報するものに対するハード的なものの破壊がかなり発生したということで、初期の通信ができないというのは、複合災害で物理的に機器が破壊されたということも、要因としてはかなり大きいものがあったと思いますし、あと一部の地域、特に津波のあった地域ですと、市町村の持つ防災行政無線、住民広報で呼びかけるスピーカーなどが破壊されたということで、その一部地区への住民広報にもかなりの支障が生じたというのは大きな問題として、複合災害であったから起こった問題ではないかというのを感じております。

複合災害でなかった場合につきましては、なかなか仮定なので難しいんですけども、やはり今回広域化したというのは、これはもともと通常の原子力災害、単独の原子力災害でも想定していない話になるかと思っておりますので、特に行政機能の移転、役場そのものが避難区域に入ってしまうというようなものは、津波・地震がなくても発生したということであれば、相当大きな問題であったのではないかと感じております。

(鈴木委員長代理) よくわかりましたが、主にハードの災害のお話が大きかったと思うんですけども、最初のご説明を伺っていて、情報の伝達について、東京電力は地元におられたから情報は多かったというお話があったんですけども、全体を聞いていて、それでも確認がとれないことが多かったという、これはハードの面もありますが、やはり連絡の悪さというのはあったというご指摘と考えてよろしいですか。特に国の連絡が非常になかったということだと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

(嶽事務局次長) 今、鈴木代理がおっしゃるとおりでございますが、この中にも先ほどご説明しましたが、国からの連絡もない。それと、やはり市町村としては県を頼りにするところがございまして、その県からの情報も余りなかったということで、今鈴木代理がおっしゃるとおりでございますが、市町のトップが判断するケースが大体100%近くあったのではないかと

と思います。

(近藤委員長) どうぞ。

(秋庭委員) ありがとうございます。私はちょうど3・11の1カ月後ぐらいに今回調査なされた6町村の市長さんや町長さんにお会いして、そのときの状況がどうだったかということをお伺いしていました。貴重なご発言を何とかまとめていただきたいと思っておりましてので、同じお立場の方々がこうやってまとめられたということは、大変貴重な資料となりますし、今後の問題点、課題ということも明らかになり、さらに提言に対する重みというものも大変大きいと思っています。

今、お話を伺って、まずやはり情報伝達のあり方ということが、一番大きな問題だったと思っています。国や東京電力からの情報伝達のあり方、さらには自治体から住民への情報伝達のあり方、これもまた大きな問題となっています。今回のこの調査をもとに、情報伝達のあり方のどこが問題だったのかということをお明らかにする必要があります。さらに今お話しいただきましたの中で県の役割ということもなかなか見えなかったように思います。私が回ったときも皆様は国に対する要望というのはあったんですが、県の存在というのが余り感じられなかったということがありました。やはりこの機会に立地市町村と県とそして国との役割分担ということをお、もう一度きちんと考える必要があるかと思いました。

そのこともありますが、私は質問としては、この報告書に避難した住民のご意見も入れていただきたいと思っています。大熊町の方々のご意見も多少入れていますが、避難なされた各市町村の多くの住民の方々のご意見もぜひ受けとめていただいて、この報告書をさらに厚みのあるものにしていただきたいと思っています。今後このワーキンググループの活動をさらに続けていращやるかどうかということをお伺いしたいと思っています。そしてそのときには住民の声を報告書に入れていただきたいというのが要望です。

そしてまたもう一つ、市町村の職員の方々には、臨時の役場などで膨大なお仕事をしなければならなくなり、大変な作業になりまして、皆さん疲労こんぱいし、また今もなお、避難した方々の対応やいろいろなことで大変な状況で、おやめになる方も多いと伺っております。この職員の方々がおどんな状況であるかということもぜひ伺わせていただきたいし、また報告書の中にも入れていただきたいと思っています。もう少し職員の方についても、状況をお伺いさせていただければと思っています。

たくさん伺いたいことはありますが、その2つについて今後のこの調査結果をさらに発展させるかどうかということと、そして職員の方の状況についてお伺いさせていただきたいと

思います。

(嶽事務局長) では私のほうから。前段についてご回答しますが、先ほども申し上げましたとおり、このワーキンググループはこれ自体継承していきます。これはどういう意味かというのと、各市町村がまだ防災計画をつくってごさいませんので、それを国の意見をその中ののっとりながらつくるといふことで継承していきます。

それともう一点が、この災害が起きてまた新たな問題が出てきております。それはどういう問題かというのと、先ほども言いましたが除染対策とか損害賠償の対策とか、それと今出ています子どもの健康状態をどうするかとかいう、新たな問題が新規に発生してごさいますので、その対応を考える、これをワーキンググループにするのか、また役員会で検討するのか、幹事会で検討するのか、これは今後決めていくんですが、新たな対策を設けるグループ、対策委員会を全原協でつくって、今後、これを継承しながら発展した委員会をつくろうという計画でごさいます。

(清水事務局次長) 職員の状況でございまして、我々8月、そして10月に被災地調査を実施いたしました。8月には双葉町、10月にはその他5市町を調査いたしましたが、やはり皆さん疲労こんぱい、目先の仕事をやっていくというのが精いっぱい、我々調査に行っただけですが、非常に申しわけないという状況でした。職員も手をとめることとなりますので、その精神的、肉体的、今でもそうですけれども、職員の皆様は土日も返上して頑張っておられます。皆さんご理解をよろしくお願いいたします。

(加藤主事) やはりそれぞれの自治体において、本当に細かい部分で相当職員の疲労というのか、困った点というのはかなりお聞きしたんですけれども、広域化したということで避難所の数も膨大になって、さらにはかなり離れたところということで、そういうところに避難した方からなぜ職員の方が避難所に来てくれないのかというような声もかなりあるんですけれども、マンパワー的に全部の避難所に配置するというのは不可能とか、職員の確保も人数的な制限がありますので、そういった部分で人が足りなくて、さらにいろいろな対応をしなければいけないということで、24時間勤務に近い状態が続いたという事例がかなりあります。そういう個々のかなりの課題というのは限りなくあるんですけれども、要望としては44ページのほうに職員の確保についてということで、全体的な話にはなるんですけれども、こういう形でまとめておまして、下の3つの項目がございまして、やはりこういうところをしっかりと対応していく必要があるのではないかというのが、今回調査でまとめたものでごさいます。

(近藤委員長) それでは大庭委員。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。連絡がどの自治体でも滞っていた実態を改めて痛感いたしました。その点は今後ぜひ改善していかなければならない点だということが非常に認識できました。

その上で2つ質問があります。まず、公的機関の責任として国や県に責任を明確にしてほしい、責任を明確にして防災対策や災害対策を講じてほしいという要望は非常によく理解できるのですが、一方で事業者に対しての要望についてはいかがでしょうか。というのは、56ページを見ますと、原災法に基づく連絡は滞っているところがほとんどですが、一応、東京電力からの状況連絡は、確かに内容の適正さというところに幾つか疑義が書かれておりますけれども、しかしながら社員派遣はしております。連絡体制が十分だったとは全然言えないんですけれども、事業者の役割はそれなりに重要だったという印象を受けます。そのほかの箇所では、事業者に対してというよりは、国や県に対しての要望及び国や県からの連絡その他の要望というスタンスですけれども、事業者に対してはいかがでしょう。

それからもう一つ、避難をするときのバスの手配、ちょっと細かいんですけれども、自治体によって対応の仕方がばらばらで、全体としては確かに立地自治体は国からのバスが来ている比率が高いが、しかしながら南相馬市は自衛隊が行っていて、だけれども、浪江町ではほとんど自主的に一生懸命バスをかき集めたような印象がありまして、立地した4つの中でもいろいろ国からのものもあれば、やはり自治体の独自の努力というようなこともあって、この辺りごとくばらばらなんですけれども、このあたりはどういうことが起っていたのでしょうか。ちょっと細かい話ですけれども、避難についてはいろいろとご指摘もあるので、簡単でいいんですが、対応のばらつきについて、概略をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

(加藤主事) まず一点目の事業者に対しての要望というのは、今回我々が確認、調査できたのは、やはりそれぞれの市町村でどういう状況だったかというものになりますので、やはり国も県もそうですけれども、事業者がどのような対応をされたかというところまでは我々では調査ができなかったもので、受け取る側として国や県から連絡が来ていない。事業者からの派遣はあったけれども、内容が十分ではないという形で、そこまでがちょっと調査としてはできる範囲でしたので、その中で特に情報、当然事業者のほうから情報発信といいますか、そういうものは絶対に必要でありますし、それぞれ立地では安全協定を結んで、事業者との関係を役割を決めていますので、安全協定に基づいてしっかり対応していただくということが

基本になっているんですけれども、特に例でいきますと、浪江町ですと、通報の協定を結んでいるんですけれども、事業者からほとんど連絡がないというような状況もございまして、やはり我々としてやらなければいけないのは、安全協定に基づく事業者との関係の中で、この災害を受けて何をしなければいけないのかというのをしっかり考えていかなければいけなくて、それに基づいてやはり事業者に対しては安全協定をしっかりと守っていただくというところにつなげていくしかないのかなと思っております。まだ調査の中で事業者に対する要望とかというのはちょっとまとめていないので、まだ今後いろいろワーキングの中でも考えていきたいと思っております。

あと2点目の避難のバスの手配ですけれども、こちらやはり市町側の調査になりますので、実際手配が国のほうでどのようにされたかというのはなかなか我々把握ができていないんですけれども、政府の事故調査委員会などの報告書も見させていただくと、国交省としてバスを手配して、大熊町のオフサイトセンターに送ったというような記載がありまして、実際それがそれぞれの市町村に回ったかという、大熊町ですとかごく一部の範囲に限られていたということが書かれておりまして、我々調査した実態としてもまさしくそういう状況、61ページになりますと、オフサイトセンターがあるということだとは思いますが、大熊町だけ国からかなり台数は出ているんですが、ほかではほとんど、双葉町も国と書いてあるんですけれども、これは二次避難、川俣町からの避難ですので、初期段階としては国のバスを活用できていなかったのではないかとということでもあります。

それでその地域以外については国からのそういう手配という部分で、ほとんどなされていないのではないかとということで、それぞれの市町がとにかく自分たちで集めると。市のマイクロバスを動員したり、民間の市内にあるバス会社をお願いしたり、あとは姉妹都市からの援助をもらったりということで、まさしく本当にそれぞれが集めたというのがこのリストになっていると考えております。

(大庭委員) 政府の事故調もいろいろな調査結果を出しておりますけれども、このように地元から、まさしく避難しなければならなかった側からの調査というものを他の報告書と突き合わせる作業が、今後このようなこと、原子力災害に限らず、災害が起こったときの対応に今回の経験をいかに生かすのかという点から非常に大事だと思います。よって、改めてこのような作業をしていただいたことに感謝いたします。

(近藤委員長) それでは尾本委員。

(尾本委員) 最初にこのレポートを読んで、それからきょうお話を聞きしての率直な感想で

すが、防災というものが、いかに事故が実際に起きるということを考えた上でなされていなかったかということを実際に如実に示すもので、原子力に携わってきた人間として非常に恥ずかしく思う次第であります。このように事実を積み重ねて情報をまとめていただいたことに非常に敬意を表したいと思えます。

その上で3つほどお聞きしたいことがあるんですが、1つはこの33項目にまとめられていることについての実際の対応状況、つまりほかの福島以外の地点であるかもしれないことに対する対応状況ということですが、今、再起動を目指した活動がいろいろなところで行われ、議論されているところですが、実際には各地元において、県なり、あるいは電力なり、あるいは保安院なりが実際にどこまでこの33項目を実施に移しているか、例えば避難道路なんていうのは簡単にできないことはわかっているんですが、どこまでなされてきていると全体としてお考えなのかということ、まずお聞きしたいと思えます。

それから2番目に県の役割というのがこのレポートでも非常に大きく浮かび上がる場所ですが、つまりオフサイトセンターという避難に関するものは県が主たる役割を担って行くべきところ、それが全く機能しなかったということをかんがみて、今後の県の役割、特に避難に関しての役割というのを一体どうお考えなのかというのが第2番目です。

それから3番目にヨウ素剤についてですが、これについては誰が責任を持って配布すべきなのか、誰が所有すべきなのかについて議論が昔からあるんですが、今回の福島の事故に鑑みてどうあるべきなのか、つまり、それぞれの市町村で持つべきなのか、あるいはもう最初から家庭に配布しておいて、そして指示を出して服用をするように言うというやり方が適切なのか、ヨウ素剤の扱いについていかがお考えなのかをお聞きしたい。以上の3点です。

(嶽事務局長) それでは1点目、具体的に市町村が原子力防災対策にどのように反映した事項があるかということについてお答えさせていただきますと、当市を例にしますと、昨年度から避難対応マニュアルの策定を目指してございまして、この調査で検討された対応方針を反映した検討を進めております。例えばオフサイトセンターが機能しない場合の想定や、市町独自の判断を迫られた場合の判断フローなどを検討して、昨年度の中間報告に盛り込んでおります。最終的には地域防災計画に反映したいと考えておりますが、まだ国の指針が出ていない状況でございまして、国に対しては早急な対応をお願いしているところであります。

(加藤主事) あと、国等がこの報告書に対してどのような対応をしているかということにつきましては、要望書はお配りしてございますけれども、こちら4月9日に関係省庁の各大臣に要望させていただきました。まだその回答ということでは受け取ってはいないところであります。

すので、また今後全原協としてもしっかり確認をしていかなければいけないと考えております。

一方で、先日災害対策基本法の法案が閣議決定されたというところで、その中を見させていただくと、この要望書に係る、特に広域避難の即応力の強化ですとか、あと輸送物資、支援物資について要望はなくとも国・県から送り込むような体制ですとか、そういったものが盛り込まれているものもございますので、そういったものを見ながらしっかり全原協としても確認して、早急にやっていただきたいところはまた改めて要望をしていくとか、そういう活動につなげていきたいと考えております。

(清水事務局次長) あと防災道路につきましては、4月9日に要請したときに防災道路に関する資料というのもつけてございます。これは当然、北海道泊村から薩摩川内市まで、かなりの数の要請が出ているというところではあります。

(加藤主事) 2点目の県の役割についてということですが、こちら我々立地市町村として被災市町は調査させていただいたんですけれども、県庁を調査するとかということはおしておりません。実際、県の対応というのをはつきり我々も把握しているわけではありませんので、なかなか具体的なものというのは難しいんですけれども、市町村側として受け取る立場から見ると、やはり国と同様に県からも情報が来ないというところもありますので、そういった部分も含めて、それぞれ国・県と市町村の役割分担というものをしっかり考えていかなければいけないと考えております。これは地域防災計画の見直しなどでも、当然それぞれの役割を明確にして考えていくことになろうかと思っておりますので、まだ具体的には県との間でこういうことをしてほしいとかというところは、要望書とかという形でやり取りするところではなくて、それぞれの地域でそれぞれの県と市町村の役割をしっかりと防災計画をつくっていく中で考えていくべきかと考えております。

(嶽事務局長) 最後にヨウ素剤についてでございますが、今回の事例を見ますとかなり市町村長が判断して決定したという事項がかなり多々ございました。ただヨウ素剤については法的なものが絡むと聞いています。服用については法的な規制がかかっておりまして、その法的な規制を取り除くような国の対応が必要だということも聞いてございますので、まだここがという確固たる全原協としての総意はできてございませんので、今後の国の対応を見て、全原協としてその次の今委員会なり、ワーキンググループで考えていきたいという方向でおります。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。



それではきょうはご多用中のところをお越しいただき、大変貴重な話を伺わせていただきました。本当にありがとうございます。原子力委員会といたしましても、もちろん直接防災対策等について施策を決める立場ではありませんが、現在、原子力政策大綱の改定の議論をしていますところ、中長期的な観点から国としての重要な課題として現在なお続いているこの災害の状況を踏まえた取り組みについても、基本的な考え方をお示ししていかなければならないと思っています。もちろん、河瀬市長も委員として適宜ご発言いただいているところでございますが、引き続きそうした面で、努力していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

それではこの議題を終わらせていただきます。

事務局、その他議題は何かありますか。

(吉野企画官) その他の議題としては特に用意はございませんが、資料2についてでございます。ホームページご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問を平成24年4月26日から5月16日までのものをまとめたものでございますので、こちらのほうはホームページのほうで公開させていただきたいと存じます。

また、資料3、4といたしまして、第15回、第16回の定例会の議事録をお配りしております。

最後に次回第20回の定例会につきましてご案内でございます。5月29日、火曜日、午後14時からでございます。本中央合同庁舎4号館4階443会議室です。時間と場所が通常と異なっておりますので、ご注意くださいと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それではきょうはこれで終わります。ありがとうございました。

—了—